

青森県報

第十八号

令和七年
十二月二十二日
(月曜日)

青森県知事 宮下宗一郎

青森県告示第六百六号

令和七年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和七年十二月二十二日

目次

告示

告示

- 令和七年中小企業等労働条件実態調査の実施 (若者定着)
(還流促進課) : 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定 (福祉が)
(課) : 二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正 (会計管理課) : 二
- 公 告
- 知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) : 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築住宅課) : 三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 (事務局) : 三
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 (同) : 三
- 公職選舉法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (同) : 三
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホー
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正 (同) : 四

一 調査の目的

県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内に所在する民営企業・事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。
(一) 事業所の現状（事業内容、労働者数、外国人労働者の受入状況、労働組合の有無）

- (二) 勤務制度・労働時間制度（勤務制度・労働時間制度の導入状況、非正規労働者への正規化、労働時間の把握方法）

- (三) 休暇制度（年間休日日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度）

- (四) 育児休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の育児支援のための制度）

- (五) 子の看護等休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

- (六) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（育児期の柔軟な働き方をするための定めの有無）

- (七) 介護休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の介護支援のための制度）

- (八) 介護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

- (九) 病気休業・病気休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

- (十) 人材確保に向けた取組

- 2 報告を求める基準となる期日は、令和七年十二月三十一日（一部の項目について）では、令和七年一月から十二月までの一年間の実績）とする。

五 県内に所在する民営企業・事業所から抽出した千者とする。
報告を求めるために用いる方法

六 調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査並びにWeb上で
での回答フォーム入力により回答するオンライン調査とする。

六 報告を求める期間
令和8年1月1日から同月31日までとする。

青森県告示第六百七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和7年12月21日

青森県知事 宮下宗一郎

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援事業所	年月日	指 定
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所 在 地
合同会社ぶりんぐあつぶ	十和田市稻生町一六の四三	放課後等デイサーキス	十和田市西二十三番町四一の三
		放課後等デイサービス	令和七年十二月二十一日

青森県告示第六百八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

第一号の表中

公 号

知事管理漁獲可能量の公表

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和7年12月31日

青森県知事 宮下宗一郎

次に掲げる特定水産資源に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
青森県まあじ漁業	現行水準

第一号の表中

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
青森県まいわし漁業	現行水準

第3 かたくちいわし太平洋系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
青森県かたくちいわし太平洋漁業	107,000トンの内数

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

令和七年十二月二十一日

青森県知事 宮下宗一郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三戸郡階上町大字鳥屋部字沼沢二二の一四、字平一の一及び二の一	八戸市小中野六丁目二五の一四
	有限会社田中石灰タンカル工業

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党以外の政治団体の名称	氏代表者名	氏会計責任者名	所主たる事務所地	年届月日出
工藤貴弘後援会（齋藤文昭）	齋藤文昭	工藤貴弘	平川市柏木町藤山二七の一八	令和七年十二月十日

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政 治 团 体 の 名 称	代 表 者 氏 名	解 散 年 月 日
一戸ふみお後援会	徳差敏男	令和七年二月七日
工藤貴弘後援会	木村雅彦	七五〇
ゆいの會	山崎結子	二〇二一年十月

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第二項中「第一百四十三条（文書図画の掲示）第一項第四号の二及び第五号」を「第一百四十三条（文書図画の掲示）第一項第五号」に改める。

第一百六十六条第一項中「又は政治資金監査報告書」を「政治資金監査報告書若しくは確認書」に、「（報告書等の保存及び閲覧）を「（報告書等の保存及び閲覧等）

〔報告書等の閲覧〕を「支給報告書・支給統計文書若しくは監査意見書（以下「公表対象報告文書」という。）のうち県委員会において受理したもの」の閲覧に改め、同条第三項中「報告書」を「収支報告閲覧対象文書及び公表対象報告文書」に改め、同条第四項中「中止させ」を「中止させ、」に改め、同条第五項中「により、」を「により」に改め、「する者」の下に「又は政党助成法第三十二条第五項の規定により県委員会の受理した公表対象報告文書の写しの交付を請求しようとする者」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

ア 収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年
イ 公表対象報告文書の写しの交付の請求 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称及び公表対象報告文書に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

五百六十六条第五項第四号中「の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付」を削り、同条第七項中「第二十条の二第一項」の下に「又は政党助成法第三十二条第
五項」を加え、「写し」の下に「又は公表対象報告文書の写し」を加え、同条第九項
中「収支報告閲覧対象文書が」を「収支報告閲覧対象文書の写し又は政党助成法第三
十二条第五項の規定による請求に係る公表対象報告文書の写しが」に、「すべて」を
「全て」に、「同項及び前項」を「前二項」に、「収支報告閲覧対象文書の」を「収
支報告閲覧対象文書の写し又は公表対象報告文書の写しの」に、「収支報告閲覧対象
文書については」を「収支報告閲覧対象文書の写し又は公表対象報告文書の写しにつ
いては」に改め、同項第一号中「この項」の下に「の規定」を加え、同項第二号中
「収支報告閲覧対象文書」の下に「の写し又は公表対象報告文書の写し」を加える。

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

三の表中

旭光園	青森県立さわらび療育福祉センターレ	青森県立さわらび療育福祉センターレ
大字高杉字尾上山三五〇	大字中別所字平山一六八	大字中別所字平山一六八

に改める

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行